

月例総会議事録

1 招集日時 令和3年5月19日(水)

2 開会日時及び場所

令和3年5月19日(水) 午後1時45分

防府市役所1号館3階 南北会議室

3 閉会日時 令和3年5月19日(水) 午後2時40分

4 委員氏名

(1)出席者(10名)

(2番)石川 眞平 (5番)木原 伸二 (7番)小山 (8番)田村 正信
(10番)吉本 典正 (11番)池田 寛 (12番)石田 卓成 (14番)末廣 儀久
(16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌

(2)欠席者(8名)

(1番)池田 静枝 (3番)中山 博祐 (4番)山縣 洋 (6番)倉重 俊則
(9番)光井 憲治 (13番)熊安 悦子 (15番)林 孝志 (18番)横木 勉

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長 國本 勝也

” 事務局長補佐 山口 佐貴子

” 書記 富永 大志郎

” 書記 高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第25号 農地転用事業計画変更申請承認について

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

報告第29号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第30号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第31号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第32号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第33号 農地法施行規則該当転用届について

報告第34号 時効取得の通知について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

7番 小山 委員

8番 田村 正信委員

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。ただいまから令和3年度5月の月例総会を開催いたします。

本日の月例総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、月例総会成立に必要な最低限の人数の御出席とさせていただいております。本日は過半数の委員が御出席ですので、会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

なお、会議で御発言のときは、議長の指名の後、マイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、会議の速やかな進行にも御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、会長に御挨拶いただき、引き続き議長としての議事進行をよろしくをお願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。春作業も本格するってところですけれども、今年は予想外の早い梅雨入りで、皆さん、大幅にスケジュールが狂われたんじゃないかというふうに思います。そんな中、今日は絶好の天気で、ここにおりたくないという思いの方もおられるでしょうけれども、今日は必要最低限で議事進行をしていただきたいということで、10名の皆さんにお集まりいただいた次第です。本来ならば、先月申しましたように、農地の非農地証明についての在り方について、推進員の皆様も集めて一堂で議論するつもりでございましたけれども、それはかないません。また、収まったら改めて仕切り直したいというふうに思っておりますので、今日はこの人数での議事進行、よろしくをお願いいたします。

本日の議事録署名委員さんは、小山委員さんと田村委員さんをお願いいたします。

それでは、早速議案審議に入らせていただきます。

議案第22号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について、今回提出された件数は1件、目的に

については所有権の移転です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明お願いします。

○8番 8番、田村です。

議案第22号は、農地法第3条の規定による許可申請です。

5月12日に現地確認と、-----、-----、-----
-----についてはなかなか連絡が取れず、5月16日に聞き取り調査を電話にて行いました。

譲受人の-----と譲渡人の-----。-----は、遺産相続で現地を相続しましたが、遠地のため現地の管理は無理とのことでした。また、-----は、現地をどのようにされますかという問いに、-----で、200m²ぐらいの広さでありましたので、当面は草刈り等を行い、作業機等の置場として使用したいということでした。

以上のことにより、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などから見ても問題がなく、農業委員会が定める別段面積も超えているため、許可要件を全て満たしています。

皆様の御審議をよろしくお願いたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○12番 12番、石田です。

機械の置場で使いたいということだったんですけど、それじゃあちょっとまずいような気が、農業委員会としては、一応耕作目的ちゅうことじゃないとできんような気がするんですけど、計画書にはそうやって書きちよるんですけど。

○8番 現場が、畑状で200m²ちゅうか、狭いんです。どうしてもそこに物を、酪農をやられているので、牧草を植えるとかそういう状況でやるというのはちょっと難しいという感じを受けるんです、場所的には。

○12番 おっしゃりたいことも、御本人さんの気持ちも分かるんですけど、一応農地、これ3条で取得する目的として、一応耕作を目的としてないとまずいんじゃないかなと、建前上ですね。一応営農計画書は、一応稲作やりますよちゅうこと書きちやるんで、一応稲作やるちゅうことで説明してもらわんと、委員会として大丈夫なんかなと思ったんで、ちょっと指摘させてもらったところなんです。

○8番 現場の土地の状況が、どう言ったらいいですか、もう道路と同じ面に入って、だから、もう作るとしたら畑状況で作る以外はないちゅうか、という状況です。やっぱりそこを、それまでは草刈りに何度か-----が来られてというか、ほかの方なんだけど、刈ってもらっていらっしゃっ

みたいなんです。それで、どうしても現状ではやりづらいという面があるんで、—————にお願いちゅうか、感じちゅうか、なったんですけど。

○藤井会長 ほかの皆さん、どうですかね。

○10番 10番、吉本です。

3条の農地の買い取りっていうのは、あくまでここに書いてあるように、もう利用は農地として利用する。だから、畑として利用するっていうんだったらいいと思うんです。高いから、ヒノヒカリとか何か稲を植えるって書いてあるけど、実態として今田村さん言われるのは、稲は植えられんかも分からんけど、やっぱりいきなり3条で買って、物が植えられんから物を置くとか、ああいうことじゃあ全く3条の趣旨にそぐわんということですよ。だから、やはり畑で何か、どういいですか、あれでもええですわね、野菜じゃないでも、柑橘類でもいいし、そういうのを植えて畑地として活用するという目的であれば、農業委員会としても了解できるんですが、以上です。

○8番 だから、一応その辺、ちょっと現状の言われたあれでは許可が出づらいので、畑をとるか、畑地として耕作される方向でお願い、再度したいと思います。

○藤井会長 それでお願いします。今、今回ここに議案として上がってきた趣旨としてはそういう説明でしたんで、それじゃあ認められんということで、これ1回保留にさせていただけないでしょうか。改めてそれを確認していただいて、畑地として使用するっていう確約を頂いたらまたかけていただくということにさせていただきたいんですけど、どうですか、皆さん。ぜひ、その辺のところももう一回確認してください。

もう、それがもしかかわないようでしたら、5条で農業用施設機械置場というような形で申請し直していただくか。それにしても、これ2つに、各部に分かれておるから、これもうちょっと利用方法、難しい面もあるかと思うんですけど、それは、そのどっちかでちょっと考えていただきたいと思いますので、1回、今回これは保留というか、取り下げというか、どっちの扱いがいいんですか、事務局。

○事務局 保留ということで。

○藤井会長 はい。そういうことで、地元委員さん、もう一度確認をよろしく願いいたします。

じゃあ、以上の決定で、皆さん、よろしいでしょうか。採決をします。保留という形でよろしいとおっしゃる方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員承認ということで、1番は保留させていただきます。

続きまして、議案第23号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書は2ページ、資料は3ページからとなります。

議案第23号は、農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は2件です。

この2件の転用目的の内訳ですが、農家住宅の敷地拡張が1件、付け替えの里道が1件です。

受付番号1は、農家住宅の敷地拡張です。資料は3ページになります。農地区分は集団農地面積14.5haの農地で、第1種農地と判断します。農用地区域内の農地ですが、農用地区域指定前からの宅地のため、除外手続は不要です。

受付番号2は、付け替えの里道です。資料は9ページになります。農地区分は集団農地面積0.8haの農地で、市役所大道出張所から約220mの場所にあり、規則第43条第2号に該当する第3種農地と判断しております。

以上になります。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○事務局 失礼しました、すみません。出張所は華城出張所でした、すみません。

○5番 5番の木原です。

議案第23号の1は、農家住宅の敷地拡張です。

5月12日に事務局と田村委員さんとで現地確認をして、—————にお話を聞きました。

場所は、—————にあります。今まで

、—————
—————。このたび、相続する過程で宅地の一部が転用の許可を取っていないことが分かり、申請となりました。この件では、始末書が提出されています。

また、この辺りは1種農地でありますけど、施行規則第33条第4号の集落接続が適用されません。

皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番は承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、小山です。

議案第23号の2について説明いたします。

資料は、9ページからになります。

本件は、JA華城から100m、華城出張所からは220mの西に位置しております。付近一帯は、住宅が密集する市街地並みの住宅地域となっております。

本件は、先月—————が、——に農地を生前贈与され、——がそこに自己用住宅を建てられるということで、5条申請があった事案の続きでございます。

資料は13ページになりますが、この図面でいきますと、上の黒く塗った部分が今回の付け替え道路でございます。左のほうに、左の隅のほうの下に向かって斜線が引いてありますけども、ここが今までの里道でございます。ここをもう使う人はいないということで、用途廃止されるために市に相談された結果、付け替え道路が要るということで、今回の申請に及んだものでございます。

11ページにございますけども、左上のほうに—————は、現在もう畑で使われております。これらの畑に行きますのに、今回の付け替え道路がないと行けないということになりますので、今回の付け替えの申請に及んだものでございます。

付け替え道路の48m²につきましては、————、11ページのところですけども、右側のほうに公道というのがありますが、———の下のちょっと広い部分についても、一応つながりとの関係もありまして、これを一括して市に寄附されるということで、これはもう現在、ここの部分については48m²に含まれておりませんが、もうコンクリートで道路の一部を成しております。今までは取付け、田んぼに入る進入路というような形で使われておったところでございます。

以上のことで……、それともう一つ、—————というのが、ちょっと真ん中より下のほうに、—————にありますけど、ここと—————については、標示されておりますように「眼境」で標示されております。これは、いずれも———の土地ということで、この辺一帯が———の土地になっており、里道としても使われていないと、もう一体利用されておるということで、今回の申請に及んだものでございます。

農地法に係る許可の基準については、先ほど補佐から話がありましたように、3種農地になっております。そういうことで、特に問題はなかろうかと思っております。

また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断します。

皆さんの御審議よろしく。

1つほどつけ加えますと、ちょっと私も去年の7月から委員になったということもあって、勉強不足で、本件は5条じゃないかということで、ちょっと事務局のほうに相談をいたしました。一応、考え方として、農地は付け替え道路をすることでの転用、しかる後に、どういたしますか、農地、田んぼから今度は雑種地に種目変更すると、その種目変更をした上で市のほうに寄附するということになるので、所有権の移転の段階では、農地を移転するんでなしに、一旦種目変更をした上

で雑種地にして市に寄附するというので、4条で問題がないんだと、こういう御見解を頂きまして、納得をいたしました。一応御披露させていただきます。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。最後の小山委員さんの説明、4条でこういう形になったということに関しても、皆さん、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番は承認いたします。

続きまして、議案第24号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案書は3ページ、資料は15ページからとなります。

議案第24号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は3件です。そのうち1件は取下げとなっております。

2件の転用目的の内訳は、太陽光発電設備設置が1件、駐車場及び防災広場が1件です。

受付番号1は、太陽光発電設備です。資料は、15ページになります。

農地区分は、集団農地面積31.3haの農地で、大道出張所から480mの場所にあり、規則第45条第2項に該当する農地で、第2種農地と判断します。

受付番号2は、お寺の駐車場及び防災広場です。資料は、21ページです。

農地区分は集団農地面積0.1haの農地で、いずれの法令にも該当しないため、第2種農地と判断します。

受付番号3は、取下げとなっております。

以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。

議案第24号、1の許可申請は、——の農地を——が譲り受けて、太陽光発電のために転用したいという申請でございます。

現地確認を5月12日に、事務局2名及び末廣委員と行いました。また、譲受人の——の担当者、5月13日に聞き取りをいたしました。また、譲渡人の——については、高齢のために——に5月15日に聞き取りをいたしましたので、これらについて御報告をいたします。

現地は、資料の15ページから17ページのとおりです。大道の小俣交差点の近くなんですけれども、農地区分は第2種農地ということで、大道出張所から480mということになっております。

15ページ、御覧になって分かるように、この辺り一帯はかなり転用が進んで、これほとんどが太陽光発電です。15ページの一番上の駐車場っていうのは、これは、——の駐車場、すぐその下に四角く、斜線の中に四角い区画がある、これは個人の住宅のために転用されたものですが、それ以外は全て太陽光発電ということで、今回の申請は8件目ということになります。

この辺りの一帯は、圃場整備がされていない地域なんです。下の.....、何ていったらいいんだろう、これ.....。今回の申請地のすぐ下に太い農道があるんですが、それから北側、この住宅地までの間は、圃場整備されていない地域で、中にはかなり耕作放棄で荒れている土地もあるんですけれども、この辺り一帯は大道出張所から500m以内ということもあって、どうしてももう太陽光発電にならざるを得ないなという状況はあります。

一応、譲渡人の——、——ですが、話を聞きましたら、この場所は昨年9月までは畑として自家用の野菜を作っていたということです。ただ、その前後に太陽光発電にしないかというお話を受けて、ほかにも——の農地があるんですが、実際には——ですけれども、——というのは、——の家と同じ敷地に家を建てられているんですが、実際にはもう——が全部管理をされているということで、ほかにも農地があるんで、今後のことを考えて手放すことにしたということでした。

それから、——については、今回、——という方に話を聞いたんですが、——という方の——の代表です。今年の4月に設立された会社。何のために設立したんですかって言ったら、要はこの事業をやるためにつくった会社ということで、——のほうは既に防府市に3か所太陽光発電を所有しているということで、そういうこともあって、今回の物件については——の——のほうの事業としてやるんだと、こういうお話でした。もちろん——は施工会社ではなくて、単に所有するだけということで、施工については——ですか、ここが施工するというような話をされておりました。

——によれば、ほかにも防府市に3か所あって、大道にも1か所所有しているということもあって、現地の状況については大体把握をしているということでした。

それと、17ページの——の隣が——っていう土地なんです、これちょうど500で、その隣も約500、496m²ですか。この——の土地も、今、耕作放棄地になって荒れているんですが、今回、どうもこの2つをセットで太陽光にしたいということもあったらしいんですが、結果的に——のところは相続手続きができてなくて、売買の手続きが全く取れないということで、結果的に——の土地だけでやるということになったようです。

この申請地の周辺はほとんどが太陽光発電で、17ページの——の農地のところに農道がありますが、その上に——さんっていう農地があるんですが、——、この2枚だけが現在稲作をされています。この地域で稲作されているのはこの田だけということで、特に営農条件に支障を生ずるといっておそれもないと思いますので、事業計画等も確認しましたがけれども、特に問題点はないと思いますので、本件については転用もやむを得ないのじゃないかなというふうに考えます。

皆様の御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ごさいませんか。では、私のほうから。

この——の土地の相続の関係の手続が済めば、いずれ太陽光になる可能性もあるということでしょうか。

○16番 可能性はあると思うんですが、——、どうも近所の人に聞いてもかなり難しいんじゃないかと。——の名義の土地はほかにもあるんですけども、いずれも本人が、本人というか、売買ができないような状況の土地ばかりで、第三者が作ろうにも、この土地以外は担い手の方が作っているいい圃場もあるんです。ただ、ここだけが圃場整備されていなくて、中途半端な広さということで。

実は、今回のこの太陽光の件に関しては、この地域で、15ページの地図の中で、——っていう家があるんですけども、隣が——っていう家なんですけど、これ、——なんですけど、——、今、——はいますけど、この——っていう方が、この近辺の太陽光全て絡んでいます。業者との間を取り持つ中間的なブローカー的なことをやられている方がいらっしやって、この近辺全部太陽光にしたいんだということで、私に何度も何度もここはだめなのかという相談を持ちかけられています。

ただ、今残っているところは、ほとんどの地権者が売らないと言っているか、もしくは相続の関係でトラブっているということで、太陽光にできないということです。だから、太陽光にできるところはほとんどもうできています。

だから、今、申請地のちょっと右側のところ、右側というか、ちょうど「申請地」って書いてある字がありますね。ここも、実は前、話があったんですけども、ここ500mちょっと超えているんです。それで今、だめです。その上のほうは、基準が、当時の距離の基準が違っていたんでオーケーになっているんです。今現在は、このところだけがオーケーで、「申請地」って書いてある字の辺り、ここはもう500m超えているんでアウトです。

○藤井会長 1種農地になる。

○16番 はい、1種農地、だめです、できないです。なぜできないんだって、相当しつこく言われましたけど、私がいる限りは絶対だめですよということでは、

だから、ちょっと——のところに関しては、恐らくまず無理だと思います。

○藤井会長 ありがとうございます。

もう一つ、今、17ページの地図見とったら、もう懐かしい名前を見つけたんですけども、——ってというのが左側にありますが、ここの田んぼはどんなになっていますか。

○16番 ここは、今現在、保全管理の状態、きれいにされています。

○藤井会長 本人とは連絡取れんでしょう。

○16番 連絡取れないですね。誰がやっているのか分からないけど、この前見に行ったときは、ここきれいに刈ってありました。

○藤井会長 御承知のように、——、新規就農者で。

○16番 そうですね。

○藤井会長 大分市をあげてバックアップしとったんですけど、今、消息不明みたいな感じになっておるんで。

○16番 たしか——の後か何かに入った人でしたかね、——ってというのは。

○藤井会長 ——のハウス一帯を借りて。

○16番 あそこも今は分かんですね、行方不明ですね。

○藤井会長 使用していないと思うんですけどね。

○16番 ここの——の土地は、きちんと草刈りがされています。

○藤井会長 ありがとうございます。関係ない話、すいません。

ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 第11番、農業委員の池田です。

議案第24号の2は、——と——の農地を——が譲り受けて、駐車場10台分ですが、それと防災広場に転用したいとの申請です。

現地確認を5月12日に事務局2名と横木委員の4名で行い、譲渡人及び譲受人の聞き取りを5月13日に行いましたので、その結果を報告いたします。

現地は、お手元資料の22ページのとおり、県道の24号防府徳地線を、市内中心部から徳地方
面へ向かっていくと、———というのがありますが、———のほうにございます。

譲渡人の———は、自宅からも離れており、現在、畑としての耕作もしておられず、草刈り
が大変だというようなことで、どうにかしたいというようなことでした。それか
ら、———も、現在、———ですけど、———に住んでおられ、———に住んでおられます
が、高齢で農地の管理ができない状態です。このため、双方合意の上、今回の申請に至ったもので
す。

———も、当該地を———の駐車場の増設、既設部分が40台分があるんですが、さらに10台分
の駐車場ができる施設に増設ということで、また、非常時には地域住民の防災広場としても利用し
ていただくとのことでした。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。

資料の21ページにあるように、この農地区分は第2種農地です。周辺の他の土地では目的が達
成できない場合、許可となります。

また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても、許可基準に該当すると判断しま
す。

皆様の御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。申請番号2番、承認とします。

続きまして、議案第25号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明します。

議案書は、4ページ、資料は33ページからとなります。

議案第25号は、農地法施行細則第6条の規定による事業計画変更承認申請で、1件提出があり
ました。変更内容は、建売住宅の区画数の変更です。

以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。

本案件なんですけど、二、三か月前だったと思うんですけど、3区画ということで、農地転用の許
可申請出ていて、御承認いただいていた案件なんですけど、もともと3区画ほど建売を造るという
ことだったんですけど、これを4区画に変更ということで、変更の承認申請が出されているもので

す。

昨日、一応現地を、今回、事務局とは一緒に現地確認しておりませんが、昨日現地確認したところ、大方造成が終わっているような状態でした。特段周辺農家に与える影響等も変わらないので、問題ないかなと思っております。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成、議案第25号、1番、承認いたします。

続きまして、議案第26号、27号、一括上程させていただきます。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第26号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書の5ページから内容を記載しておりますので、御覧ください。

議案第26号につきましては、令和3年5月26日公告予定の利用権設定申請が93件提出されております。農地の集積面積は27万1,790m²でございます。

内容といたしまして、使用貸借権の設定が81件、賃貸借権の設定が10件、所有権移転が2件、新規20件、更新49件、再設定24件となっております。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていると考えております。

続きまして、議案第27号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書20ページから記載しておりますので、御覧ください。

議案第27号につきましては、県で公告予定の利用権設定が34件になります。

内容といたしましては、議案第27号の番号、1番から14番までにつきましては、前号の議案第26号の番号、78番から91番までについて、公社から貸付けを行うものです。

また、議案第26号の番号、15番から34番につきましては、公社から貸し付ける相手方に変更が生じたものでございます。

以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。質問並びに地元委員さんとして説明が必要と思われることがありましたら、発言いただきたいと思います。どうぞ。

○11番 11番、池田です。

ちょっとお尋ねいたしますが、8ページの番号24番から31番までですか、———っていう方が利用権の設定を受けておられますが、———、かなりの筆があるんですけど、新規もあるようですが、これ、お一人耕作というのは、本人元気でやっておられるのでしょうか。

○藤井会長 地元委員さん、説明を。

○12番 地元委員で説明させていただきます。

名義がこれ、———で経営されているんですけど、———、実際には———になったのかな、過ぎぐらいかな、-を過ぎたぐらいの———が一生懸命やられています。名義は昔から———のまんまでずっとさされていたんで、その流れでずっとそのままいっているということでございます。

○11番 分かりました。

○藤井会長 この方は、今まで兼業だったと思うんですけども、何か專業になられたんでしょう。まだあれですか、名義変えられる予定はないんですか。

○12番 そうですね、その辺の話はしたことないんですけど、昨年かな、もともとは兼業で土木と、土木を冬場とか、百姓時期以外は土木やりながら、百姓時期には休んでやるということをやっていたんですけど、昨年專業になられて、ちょっとまたその辺の話をしましょう。

○藤井会長 お願いします。

ほかに何かございませんか。

余談になりますが、1つ、設定期間ですけど、いろいろ5年とか10年とかあるんですけど、今まではこれ、10年ぐらいが一番多かったんですけども、その理由としては、市のお金で集積した農家に、期間によって補助金というか、助成があったんですけども、それが、その予算が今年、今年度からなくなったのかな、前年度から.....、去年か、前年度からなくなったんですね。それが結果的になくなったんで、10年の契約してもあんまり受け手のほうにメリットがなくなったんで、これからもう10年という契約が減る可能性はあるかと思うんですけども、たしか3年とか5年とか10年という契約期間から、受け手への助成が今まであったのがなくなったんで。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。どうぞ。

○2番 議案の26号の92番のあれで、小作料が1反当たり10万円ってなっていますが、これで合うのでしょうか。

○藤井会長 90何番.....。

○12番 19ページの下から2番目、これうちですね。これ、一番右側見ていただいたら分かる。所有権の移転で、田んぼ引き取ってもらえんかって頼まれて、もう将来使い道がないけえ、地元で。うちも会社、若い人間が、30歳ぐらいのばっかり入っちゃうんで、これ引き継ごうかと思ひよって、これらに聞いたら、ああ、欲しいですって言うから、うちが買うことに。反当たり10万円で、10万円ぐらいは出してあげんにゃあ気の毒かなと思って、ただでもええとかって言うてですけど、気持ちの問題で、20万円ちょっとぐらいで買うことに。

○藤井会長 これ、事務局に確認ですけど、所有権の移転のときに、金額ここに載せることがあるんですか。今まで見たことないけえ、ここ、小作料の欄でしょう。(発言する者あり)ああ、そうやね。

○事務局 本件は、所有権の移転ということですので、売買価格のほうの記載があるということですよ。

○藤井会長 今までもあったんですか。

○事務局 すいません、ちょっと今までどうだったかは。

○藤井会長 分かりました。所有権が移ったときに、その農地が幾らの値段で取引されたのかも、実態として僕たちも知りたい思ひはあるんですけども、なかなかこれ、皆さん方も聞きにくい面もあるかと思うんですけども、できればそういった情報、できるだけ委員会としても共有したいと思ひますので、無理にはお願いするわけにはいきませんが、ちょっと話の中でこういうことが聞き出せたら、ぜひそういうことはみんなちょっと共有したいと思ひますので、これからの所有権の移転のときにはその辺のところも触れてみていただければありがたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

これはもう長い間、農地の売買なんかの間に入ることもあるんですけども、一体今、どの地区でどのぐらいの値段で動きよるか、なかなか把握できていないもんで、間に入ってもとまどうことが多いんで、ぜひ、その辺のところを皆さんで共有できればなというふうに思ひますので。

農業会議としても、できるだけその実態を把握するよにということにはなって、実際にきておりますので、ぜひその辺のところを御協力お願いしたいというふうに思ひます。

よろしいでしょうか。ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ご覧いませんか。御意見がないようですので、採決に入ります。議案第26号、27号、承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第26号、27号、承認いたします。

続きまして、報告事項が29号から34号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお願いいたします。ございませんか。

では、——さんのこの合意解約、どういった案件ですか。（「30ページですか」と呼ぶ者あり）そう。

○16番 これは、合意解約しているんですけども、その後、相続人が、——というものが亡くなっているんです、既に。——という方に相続されたんで、——との間で議案26号の中の、何ページだったかな.....。

○藤井会長 11番。

○16番 すいません、22ページの公益財団法人やまぐち農林振興公社との間で契約を切り替えたということです。

その前が、どこかページあったと思うんですが.....、19ページ。だから、切畑ファームと——で合意解約をして、その相続人である——が、農林振興公社へ利用権を設定して、農林振興公社から——と、こういうことです。

○藤井会長 ありがとうございます。

○16番 相続手続きが完了したんで、変えたということです。

○藤井会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、以上で議案審議を閉じたいというふうに思います。

午後2時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 5月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員